



村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

村報とつかわ 第670号 2017年 文月

7

十津川

「心身再生の郷」



第2回定例会

議会だより

平成29年十津川村議会「第2回定例会」が6月12日、13日の2日間開かれ、一般会計の補正予算など各議案について慎重に審議されました。一般質問では、2名の議員が村政全般について質問を行いました。今回審議された内容は、次のとおりです。

報告

●繰越明許費繰越計算書について

地方自治法の規定により、次の事業を平成29年度に繰り越したことについて報告を受けました。

(一般会計)

※空き家活用促進住宅整備事業

600万円

※地籍調査事業

1,291万3千円

※個人番号カード交付事業

28万4千円

※臨時給付金事業

1,717万9千円

※小井谷土捨場整備事業

1億900万円

※林道開設工事

2,087万6千円

※美しい森林づくり基盤整備事業

2,549万3千円

※防災・安全交付金事業

8,067万2千円

(簡易水道事業特別会計)

※簡易水道中央監視設備整備事業

6,775万4千円

※平谷地区簡易水道事業

1億4,448万5千円

補正予算

●一般会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ114万3千円を減額し、総額59億8,085万7千円としました。

●簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ260万円を減額し、総額2億3,533万3千円としました。

条例改正

●伝習館十津川郷設置及び管理に關する条例の一部を改正する条例

道の駅十津川郷の3月の開館時間を午前8時から午後5時30分までに改めました。

人事

●教育委員会委員の任命について

任期満了に伴う教育委員会委員の任命について、同意しました。

※教育委員氏名

(敬称略)

玉置 とよ(永 井)
松田 充弘(込之上)

契約

●糞尿車の購入について

※車名及び車種 日野 デュトロ 糞尿車
※台数 1台

※契約の方法 指名競争入札

※契約の金額 772万2千円

※契約の相手方

奈良日野自動車株式会社

一般質問

▼質問 林業振興策について伺います。

▼答弁 日本の林業も、十津川村の林業もこれまで経済を一番の基本としてやってきました。その結果、今は100年近いスギやヒノキ材を伐って出してきたても赤字になってしまふ。という状況の中で、経済の目線からいくと、もう林業は無理だという状態が続いています。

しかし、この村は林業で育った村であり、その中で何とか山で、今後も持続可能な林業経営が出来ないかというところで、6次産業化を進めてきました。境界明確化や機械化をし、持続可能な森林経営ができないかというところから始めています。

そんな中、経済だけではなく、この村を守る、水源涵養を施す、あるいは環境を見据えた林業経営を村としては、行つていかなければならないと考えています。

村が生き残っていくために、今後も林業の6次産業化を進めていきたいと思つています。

▼質問 公衆浴場の「源泉かけ流し温泉感謝祭」が短くなった理由と施設のバリアフリー化について伺います。

▼答弁 平成16年6月28日に全国初の「源泉かけ流し宣言」を行いました。温泉の魅力やすばらしさを村内外に知っていただくことや、村の認知度アップ、源泉かけ流しによるイメージアップを図るため、温泉感謝祭を行っています。効果については、年々利用される方が増えていることから一定の効果があったものと考えています。

また、感謝祭により村民の皆様が入浴出来ないケースがあるなど課題も浮き彫りになってきました。このため今後は、感謝祭の期間を徐々に短くして、医学的な効能があることなど、温泉ブランド価値の向上にかじを切っていきたいと考えています。

また、公衆浴場のバリアフリー化については、村民の皆様が利用しやすい施設にさせていただきたいと思っておりますので、対応できる部分は、対応していきたいと思っております。

「高校生議会」

平成29年5月26日に高校生議会が開かれました。

奈良県立十津川高等学校の3年生19人が模擬議員となり、5班に分かれて、同級生、村議会議員が傍聴する中、それぞれの班長が一般質問を行い、更谷村長、担当課長が答弁を行いました。

この高校生議会は、昨年の公職選挙法の改正により、選挙権が18歳以上に引き下げられたことから、高校生にも政治に関心を持つてもらうため、昨年度より行われています。



高校生議会

1班

班長 末田 武蔵さん
坂本 鉄矢さん、下西 りささん
丸橋 慧大さん

▼質問 私たちは、小さい頃にそれぞれの地元のアスレチック施設で楽しく遊んだことを覚えていています。アスレチック施設がある遊び場を交流の場とすることが必要と思いますが、十津川の木を使って作るのはいかがでしょうか。

▼答弁 村内では、21世紀の森に木製のアスレチック遊具があり「昂の郷」敷地内に、平成26年に木製の遊具を設置しています。併せて、十津川第一小学校に新たな遊具を平成27年度に設置し、平成29年度に開校した十津川第二小学校には、小学校及び併設の保育所に遊具を整備したところです。



昂の郷にある木製遊具

2班

班長 宇井 颯一朗さん
小野汰斗斗さん、谷 聖梨奈さん

▼質問 小さい子どもたちが国道付近で遊んでいるのを見かけます。危険を感じるので、子どもたちが遊ぶ公園を作る必要があると思いますが。

▼答弁 近年、本村の道路事情が改善され交通量も随分と増え、子どもたちにとつて安全な遊び場の確保は重要です。現在、村の各集落には、遊び場に適した広場が少ないことから、これまで小学校の校庭を休日開放する取り組みを行ってきました。学校では、安全に楽しく遊んでいたけるようにルールづくりを行い、保護者や児童にお知らせをしています。また、村内にある保育所のうち、上野地保育所・花園保育所・みどり保育所の3か所においても園庭を休日開放しています。十津川中学校でも、事前の借用申請手続きは必要ですが、校庭で遊んでいただくことができます。これらの校庭、園庭の休日開放などは、村報の「教育だより」などを通じて、村民のみなさんへのお知らせと子どもたちへの見守りに対するお願いを一層進めてまいります。

3班

班長 北川 佳樹さん
 大本 恭典さん、北岡 裕貴さん
 南 大智さん

4班

班長 二村 珠史さん
 池山 萌さん、池山 蘭さん
 中 雅人さん

5班

班長 玉置 大勢さん
 岩崎 佳奏さん、岩本 尚大さん
 横山 和斗さん

▼質問 川釣りをしていると川に流されるなどの危険を感じることがあります。危険がなく釣りができる場が必要だと思いますが、どうでしょうか。

▼答弁 村には、毎年多くの方が観光に訪れます。溪流釣りを楽しまれる方も多くいます。しかし、川釣りではさまざまな危険が潜んでおり、先日も溪流釣りに訪れた方が不慮の事故でお亡くなりになったことは記憶に新しいところです。

美しい自然と文化を引き継いでいくためには、自然と調和した人の営みや自然を活用するといった自然との共栄を図っていく必要があると考えます。生態系に変化を与えず、安全に釣りを楽しむためには、地元の指導者による体験イベントが一番良いと考えています。



溪流釣り

▼質問 重篤な患者の対応として、ドクターヘリ以外に対策はありますか。

▼答弁 平成15年にドクターヘリの共同運行を開始し、本年の3月に奈良県独自の運行を開始しました。ドクターヘリを使うと南奈良総合医療センターまで15分程で到着します。このヘリを運行していくには、ヘリポートが必要で、専用のヘリポートを順次整備していくこととしており、平成29年度には3か所整備する予定です。さらに、救急隊に患者さんを引き継ぐまでに、少しでも状態の悪化を防ぐために、病気や事故が発生した現場における心肺蘇生法などの救命法が重要となります。学校でも救命法の訓練などに取り組んでいたことがありましたら、五條消防署との調整をさせていただきます。



ドクターヘリ

▼質問 紀伊半島大水害の台風以降、雨が降ればダムの水が濁るように感じます。きれいなダムに戻してほしいと考えているのですが、何か対策はとられていますか。

▼答弁 紀伊半島大水害以降、河川やダム湖に土砂や濁った水が多く入ってくるため、水害前より濁水が長期化しています。また、昨年の11月以降、川津から下流で濁った状態が続いていますが、ダムや河川の濁りを改善させる対策として、風屋ダムの表面取水設備改造工事を行っていることによるものです。表面取水設備は、発電に使う水を取り込むための設備ですが、ダム湖では水面に近いほど濁りのうすい水がたまっていることから、今までより浅いところから発電に使う水が取れるようにすることを主目的に改造工事を実施しています。工事を行うにあたっては、ダム水位を大幅に下げた行う必要があることから、風屋ダムからの放流が継続して実施されており、これに伴いダム湖に堆積しているシルト層が流水により洗掘を受け濁水が続いています。この工事は、2回に分けて実施されます。1期目の工事は、昨年の11月1日からこの6月15日までを予定していますが、ダムからの放流は5月19日に停止しましたので、こ

れに伴い徐々に下流河川の濁りが下がってきています。2期目の工事は、今年の11月1日から来年6月15日までになります。ダムを管理している電源開発株式会社に対しては、濁りを抑えるための更なる環境対策工事を強く求めています。ダムを抱える本村では、堆積土砂や濁水の長期化といった問題がありますが、こうした問題をなくすためには、堆積土砂や濁りのもとを断つ対策として、治山事業や砂防事業が重要です。併せて災害に強い山づくりも必要です。よって、国、県、熊野川流域の自治体や電力会社で組織された熊野川の総合的な治水対策協議会において、対策状況の報告や意見交換を行いながら事業を進めています。

5班の質問終了後、更谷村長は「どの質問も村に住んで感じる課題であり、それを解決していきたいという想いをみんなが持っている。提言だけでなく、課題を克服するため、みんなで頑張っていく。第三回の高校生議会が開催されることを願っている」と感想を述べられました。

議長を務めた則本翼さんからは「緊張したが、何とか大役を務めることができました。公職選挙法が改正され、与えられた1票に責任を持つとともに、これからはさらに政治に関心を持っていきたい」と力強い挨拶があり、高校生議会は閉会しました。

平成29年
8月から

月々の負担の上限 (高額介護サービス費の基準)が 変わります

Q 高額介護サービス費とは？

A 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

対象となる方	平成 29 年 7 月までの負担の上限(月額)	平成 29 年 8 月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400 円(世帯)	44,400 円(世帯)*
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200 円(世帯)	44,400円(世帯)〈見直し〉 ※ 同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600 円(世帯)	24,600 円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)	24,600 円(世帯) 15,000 円(個人)*
生活保護を受給している方等	15,000 円(個人)	15,000 円(個人)

* 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

Q どんな改正が行われるの？

A 高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方の負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む。)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12か月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)



5月28日、21世紀の森・紀伊半島森林植物公園でシャクナゲの花殻摘みボランティアが行われました。
35人のボランティアが参加され、お昼には今年も観光協会から猪汁が振る舞われました。
また、6月9日には、玉置神社で観光協会の会員やボランティアの方々によりシャクナゲの花殻摘みが行われました。
今年は、シャクナゲの花が多く咲いたことから、多くの花殻が取れました。
来年もきれいなシャクナゲが咲くことを願っています。

来年もきれいなシャクナゲが咲くことを願って



5月31日、大字長殿から大字七色の間で観光看板の撤去が行われました。
観光協会の会員の方々により、古くなって見えにくくなった看板を取り外しました。
午前9時から午後3時まで作業を行い、2トントラック1台と軽トラック1台分の看板を取り外しました。

古い看板を撤去しました



たばな じゅん
氏名: 田花 純 くん
(父: 三蔵、母: 恵美)
住所: 十津川村谷垣内
平成29年4月7日生まれ

今年4月以降に生まれた子どもの家に、村長が出生祝金を持って訪問しています。
これからも子どもの健やかな成長と家族の方が安心して子育てができるように支援していきます。

出産おめでとうございます！



6月20日、北海道新十津川町の新十津川町総合健康福祉センターで、戦没者・開拓物故功労者・消防殉職者追悼式と開町127年・町制施行60周年記念式典が行われました。
奈良県から荒井知事や川口県議会議長など、村からは更谷村長や中村議会議長などが出席し、お祝いのあいさつが述べられました。
明治22年に奈良県知事より十津川村から北海道への移住者に送られた「告諭」を27年ぶりに現役の荒井知事が朗読されました。

新十津川町の開町127年を祝う



平谷地区地域交流センター「いこら」本格オープン



このセンターは、温泉を身近に感じ、村民のみなさんと観光客の方が交流を深める施設として、4月にオープンしました。

6月4日、大字平谷の平谷地区地域交流センター「いこら」でこけら落としイベントが行われました。

6月よりセンターの管理体制が村から大字平谷に変更となり、より多くのみなさんに知ってもらえるよう、物産販売や踊りの披露、もちまきなどが行われました。

大字平谷総代の岡渕邦宏さんは「多くのみなさんに来ていただき、にぎやかな平谷になっていきたい」と笑顔で話されました。



役場の職員です！

役場の職員を紹介するコーナーです。村民のみなさんよろしくお願ひします。

氏名… 久保 光大 (くぼ こうだい)
所属… 福祉事務所
担当業務… 児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当など

ひとこと… 今年の3月に和歌山にある高校を卒業し、4月から十津川村役場で勤務しています。最初の2か月は住民課で勤務し、6月からは福祉事務所勤務しています。

仕事を始めてからは学生の頃とは違う責任の重さを実感しています。早く仕事に慣れて村民の皆様の力になれるよう頑張ります。まずは、顔と名前を覚えていただけるように明るい窓口対応や村の行事へ積極的に参加していきたいです。よろしくお願ひします。

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回 特別弔慰金の請求期限が近づいています。

平成30年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■ 支給対象となる方

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者の妻や父母等)がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■ 支給内容

国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 い号
額 面 25万円(5年償還)

■ 請求窓口

十津川村役場 住民課 ☎ 0746-62-0900(ダイヤルイン)

－ 庁 外 －

衛生センター 63-0391 し尿処理場 63-0291
小原診療所 63-0040 上野地診療所 68-0207
歴史民俗資料館 62-0137 体育文化センター 63-0067

観光協会 63-0200
泉湯 62-0090
温泉プール 64-0762
北部保健センター 68-0017
十津川警察庁舎 63-0110

－ 役場以外 －

森林館(古ル野) 62-0567 道の駅十津川郷 63-0003
滝の湯 62-0400 庵の湯 64-1100
高森の郷 64-1800 社会福祉協議会 64-0666
森林組合 64-0301 商工会 62-0132
五條消防十津川分署 64-1190 五條消防大塔分署 0747-36-0317



2018年版奈良県民手帳の予約受付を開始

(お問い合わせ) 住民課
☎0746-62-0900

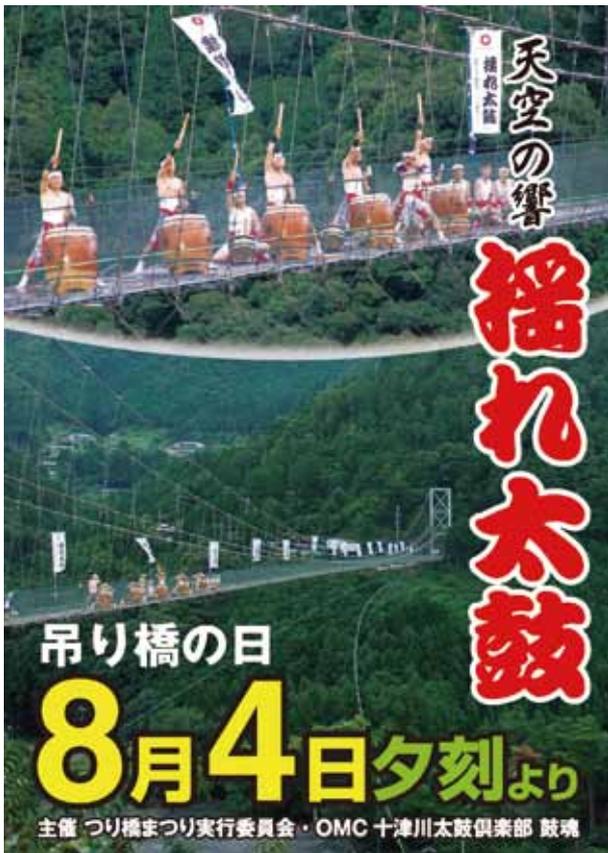
花の名所は?年中行事はいつ?救急病院はどこ?
県内情報が盛りだくさん。
統計情報も掲載し、手帳としての機能も充実。
1冊500円で販売。



予約は8月31日(木)
までに役場住民課へお
申込みください。
なお、配付は10月下旬
を予定しています。

8月4日つり橋祭りの開催!

(お問い合わせ) 十津川村観光協会
☎0746-63-0200



花火もありますので、みなさんご参加ください。

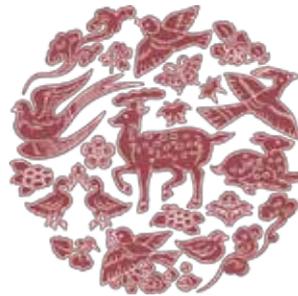
国文祭・障文祭なら2017の開催

(お問い合わせ) 国民文化祭十津川村実行委員会事務局
☎0746-62-0067

9月から11月の3か月間にわたり、「第32回国民文化祭・なら2017」と「第17回全国障害者芸術・文化祭なら大会」を開催します。

障害のある人とない人が一体となって県内39市町村でのステージやアートイベント、シンポジウムなどを盛り上げます。

詳しくは、当実行委員会までお問い合わせください。



国文祭
障文祭
なら 2017
9.1 FRI → 11.30 THU

「十津川村チャンネル」開設!!

(お問い合わせ) 観光振興課
☎0746-62-0004

村のさまざまな魅力を全国に向けて発信するため、十津川村PR動画を製作しました。

You Tubeで公開していますので、ぜひご覧ください。動画の視聴はYouTubeから『十津川村チャンネル』で検索してください。



『十津川村チャンネル』では村民のみなさんからの動画を受け付けて公開することもできます。みなさんのとっておきの穴場スポット、自慢の風景、絶品の郷土料理をYouTubeで公開しませんか。



— 役場代表 —
電話 0746(62)0001
FAX 0746(62)0210
IP7㉿ 050-5004-6720
050-5004-6721
050-5004-6722

— 庁舎2階 —
総務 62-0001
観光 62-0004
農林 62-0005
教育 62-0003・62-0067
地創 62-0910

— 庁舎1階 —
住民 62-0900・62-0911
財政 62-0903
建設 62-0904・62-0905
福祉 62-0901・62-0902
出納 62-0906

— 庁舎3階 —
議会事務局 62-0002
— 庁舎地下1階 —
生活環境 62-0907
水道 62-0908



受給者証などの更新のお知らせ

	国民健康保険高齢受給者証	後期高齢者医療被保険者証
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ●70～74歳の国民健康保険被保険者 ※社会保険の人は、加入されている協会けんぽなどから交付されます。	<ul style="list-style-type: none"> ●75歳以上 ●一定の障害のある65歳以上の後期高齢者医療被保険者
手 続 き	不 要	不 要
証の切替	7月下旬に交付します	7月下旬に特定記録郵便で交付します

限度額適用(標準負担額減額)認定証	
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ●ひと月に一医療機関等で高額な医療費を払われている70歳未満の国民健康保険の人 ●ひと月に一医療機関等で高額な医療費を払われている70歳以上で住民税が課税されていない国民健康保険または後期高齢者医療の人
手 続 き	印鑑をご持参のうえ、住民課へ申請をしてください。 【申請が必要です】

※70歳以上で住民税が課税されている人は、認定証は必要ありません。高齢受給者証または後期高齢者医療被保険者証を提示すれば、限度額の適用が受けられます。

※社会保険の人は、加入されている協会けんぽなどへ申請してください。

7月は、国保税(普通徴収)第2期の納期です。

納期限は7月31日ですので、納期限内に忘れず納めましょう!

— お問い合わせ —

- ▶国保税に関することは・・・財政課 ☎0746(62)0903
- ▶保険証や医療に関することは・・・住民課 ☎0746(62)0911



将来のために知ってほしい

国民年金保険料の免除・納付猶予制度

全額免除一部免除

所得などの条件により保険料の納付が免除される制度です。

免除額は①全額免除、②一部免除(4分の3、半額、4分の1)があり、審査により1か月単位で免除されます。

免除期間は年金受給資格期間に反映されますが、②の場合は減額された保険料を納付されない限り、「未納」扱いとなり、年金受給資格期間には算入されません。

納付猶予学生納付特例

50歳未満の方※平成28年6月までは30歳未満の方(納付猶予)または学生の方(学生納付特例)は、審査により保険料の納付が1年ごとに猶予されます。

猶予期間中は年金受給資格期間に算入されますが、年金額の計算上は含まれません。

〈失業した場合の特例〉

失業した場合に保険料免除・納付猶予制度の申請を行う際は、失業した方の前年所得をゼロとみなして審査します。この特例は原則、失業した年またはその翌年に申請された場合に適用されます。

※これらの制度は、適用される制度によって違いがありますが、審査の際には、本人・配偶者・世帯主の前年所得が審査の対象となります。申請し、審査が通った場合に適用されます。

黄色の封筒

が届いた方は
年金
を受け取れます。



今すぐ
予約の
お電話を!

「ねんきんダイヤル」
0570-05-1165
(いい老後)

050で始まる電話でおかけになる場合はTel.03-6700-1165
月曜日(月曜日が休日の場合は、休日明けの初日)/8:30~19:00
火~金曜日/8:30~17:15 第2土曜日/9:30~16:00
◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)はご利用いただけません。

お問い合わせ ————— ▶大和高田年金事務所 ☎0745 (22) 3531
▶住民課(国民年金窓口) ☎0746 (62) 0900

がん検診忘れていませんか？

乳がん・子宮頸がん検診指定医療機関のご案内

【対象者】 十津川村に住民票がある方で、乳がん検診 40歳以上の女性
子宮頸がん検診 20歳以上の女性



注意:原則2年に1回の受診です。

※がん検診に関する専門家の見解として、子宮頸部がんや乳がん検診を毎年1回または年間に複数回受診されたとしても2年に1回受診した場合と比べ、医学的なメリットは変わらないとされています。

【健診費用】 2,000円(自己負担分)を医療機関窓口でお支払い下さい。

女性のがん検診料をさらに助成します！



乳がん・子宮頸がん検診を自費だと ⇒ 約8,000円
 去年までの村の助成では、自己負担金 ⇒ 2,000円
今年からがん検診の自己負担金が ⇒ 500円



- ① 医療機関で受診したら、窓口で2,000円お支払い下さい。
- ② 領収書と村指定の請求書(申込み時にお渡しします)を住民課へ提出して下さい。
- ③ 後日指定の口座へ1,500円振り込みます。

【実施期間】 平成30年2月末まで

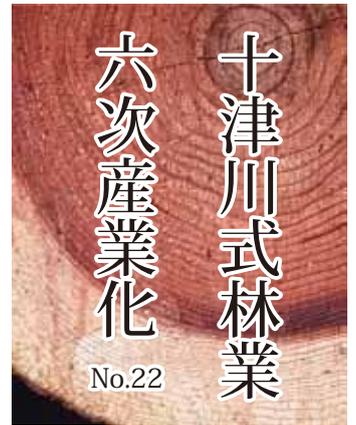
【申込窓口】 受診をご希望の方は住民課までご連絡下さい。

平成29年度 女性のがん検診(乳がん・子宮頸がん検診) 契約医療機関一覧表

医療機関	住 所	連絡先	乳がん	子宮頸がん	備考
グランソール奈良	〒633-2221 宇陀市菟田野松井8-1	0745 (84) 9333	○	○	
済生会中和病院	〒633-0054 桜井市大字阿部323	0744 (43) 5001	○	○	電話予約 10時～16時30分
済生会御所病院	〒639-2303 御所市三室20	0745 (62) 3585	○	○	検診日(火・木・金) 乳・子宮セットの 場合は(火・金)
南奈良総合医療センター	〒638-8551 吉野郡大淀町大字福神8番1	0747 (54) 5000	○	○	検診日 (火・木)
鎌田医院 田園診療所	〒637-0093 五條市田園3-11-10	0747 (26) 1150	○	○	休診日 (木)
橋本市民病院	〒648-0005 和歌山県橋本市小峰台二丁目8番地の1	0736 (37) 1200	○	○	
紀南病院	〒646-8588 和歌山県田辺市新庄町46-70	0739 (22) 5215	○	○	
新宮市立医療センター	〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏18-7	0735 (31) 3333	×	○	子宮がんのみ
県内指定71医療機関	詳しくは住民課へお問い合わせ下さい。	0746 (62) 0911	×	○	子宮がんのみ

※子宮体部がん検診は村の補助はありません。希望者は全額自己負担となります。

お問い合わせ:住民課 保健衛生係 ☎0746-62-0911

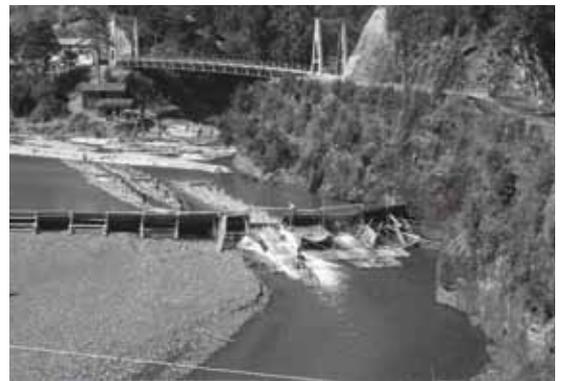


発信：林業振興対策室
TEL:0746(62)0005

前回は、日本の林業の変遷について述べました。
今回から2回に分けて、十津川の林業についてお話したいと思います。

【十津川村の林業の歴史】

十津川村の林業は「十津川郷」（西田正俊著）によると林業地として300年以上前より行われていたという記録があるように、古来より林業を主な生業としてきました。



いかだ流しの様子

古来は河川輸送であったため、山から伐り出された木材はいかだ流しにより新宮湊まで流下し、大半は新宮商人との取引が中心でしたが、江戸や大坂等にも直送して取引が行われていました。また、木材の流通については、江戸時代に木材の流下（通過）に対する課税が和歌山藩により行われ、その後、明治・大正時代も継続して流木税を課税されました。昭和4年に流木税を廃止し、立木伐採税の課金が始まりましたが、和歌山県では引き続き通過税として附加税を徴収し

ていたという記録が残っています。（地方税・木材取引税は平成元年の消費税導入まで徴収）

【明治〜昭和30年まで】

前出の図書によると「郷の宝は山なり、山の衰へは郷の衰へなり」と言われ森林整備が進み、明治20年には政府から土族授産資金3万円の貸下げが決定され、この資金により玉置川・神下等に554ha、300万本のスギ・ヒノキを植栽し、その後勸業山と称されるようになり



修羅による木材搬出の様子

ました。（現在の天皇山）
また、第二次世界大戦直後は国内特需のため、木材市場が好景気となり伐採が行われ、その後もスギ・ヒノキの植栽は進められました。



木馬による木材搬出の様子

第二次世界大戦の戦中の軍事特需と戦後の復興期においても、木材の伐採は継続して行われてきました。
この当時の林業は、鋸や斧を使い伐採し、人力、修羅、木馬等で搬出し、河川による運搬が行われていましたが、昭和30年以降は機械化等が進み生産性が大きく向上してきました。



子ども会大会

5月28日、体育文化センター(大字湯之原)で、第39回子ども会大会が開かれました。村内の幼児から小学生まで約90人が一堂に会し、4チームに分かれて競い合いました。他校の児童と共に、各チームで力を合わせて競技に挑みました。

また、青年団や五條消防署十津川分署員も参加し、子どもたちとの交流を深めました。

子どもたちは元気いっぱい、同じチームの友だちに大きな声援を送っていました。



明るく元気!
十津川っ子!

シルバー運動会

6月16日、体育文化センターで、第32回シルバー運動会が開かれました。

参加者約40人が紅白に分かれ、輪投げやカラーリング、玉入れ、新競技のボウリングで競い合いました。

参加者同士で親睦を深めながら、両チームとも健闘しました。今年度の最長寿参加者は大正13年生まれの千葉と志枝さんでした。千葉さんや他の参加者のみなさんも元気いっぱい活気ある大会となりました。

いつまでも
元気!



人権映画上映のお知らせ

監督:片淵須直 原作:こうの史代

『この世界の片隅に』

8月25日(金) 役場 住民ホール



— 昭和20年、広島・呉。
わたしはここで 生きている —

- 受付: 13時00分 開始
- 上映: 13時30分 開始
- 上映時間: 2時間10分

文化財通信

村史自然編
きのこの調査を
行っています。



★きのこ豆知識★きのこって特別?

きのこなどの菌類は動物のようには動かないので、その昔、植物の一つとされてきました。しかし、生物界での役割を考えると、植物とは全く違った集団であると考える必要があります。植物は「生産者」、動物は「消費者」、そして菌類は動物や植物が蓄えたものを分解して元に戻す「分解者」という役割をもっています。この3つのどれが欠けても、生物界のサイクルは成り立たなくなります。

人のうごき

(敬称略)

おめでた

玉置 杏 (あん) 女 5月25日
父:雄一郎 母:佐也加 (折立)
河合 葉子 (はこ) 女 6月 8日
父:伸郎 母:直子 (上野地)
平瀬 十彩 (といる) 女 6月 9日
父:稔也 母:未沙 (重里)

おくやみ

玉置 久敏 89歳 5月27日(折立)
扇谷つや糸 89歳 6月 2日(神下)
植田ミエ子 93歳 6月 6日(小森)
嶋本 三雄 91歳 6月 6日(神下)
富戸野くり子 78歳 6月10日(平谷)



西村 咲哉ちゃん(小井)
6月15日生まれ(満1歳)

食べるの大好き!
いっぱい食べて
すくすく育ってね♪
父…博也 母…祐子



田花 凜ちゃん(谷垣内)
6月10日生まれ(満2歳)

水遊び大好き!
元気に育ってね!!
父…三蔵 母…恵美



お誕生日おめでとう!

□学校活動
○中高一貫交流会
6月7日、十津川地域中高一貫教育事業の一環として、中高一貫教育文化講演会、生徒交流会を行いました。文化講演会では、劇団「笑劇派」のみなさんによる演劇を鑑賞し、SNSの危険性、コトバで伝える大切さや友情などについて学びました。
生徒交流会では、十津川高校と十津川中学校の全生徒が協力し、百人一首やブーメラン作り、工芸体験やお菓子作りなどさまざまなことに挑戦しました。今回は両校生徒会が主体となって企画・活動し、中学校と高校の交流がより深まりました。



各月第3水曜日に開催! 無料法律相談

五條市の北本弁護士による
■ 各月第3水曜日 14時~17時
(8月は第4水曜日)
■ 役場第1会議室
(場所が変更される場合があります)
※毎月3人まで相談可。(電話予約が必要です)
■ 五條本町法律事務所 北本弁護士まで
☎0747(22)8005
みなさまのご相談をお待ちしています



偶数月(4・6・8・10・12・2月)の開催になります。

□部活動報告

○ボート部
6月3日から4日に兵庫県円山川漕艇場で行われた第68回近畿高等学校ボート選手権大会に出場しました。男子シングルスカルの種目で3年生の丸橋慧大くんが準決勝進出、2年生の足高洋輝くんが8位に入賞しました。女子シングルスカルでは、2年生の西岡未来さんが準決勝進出と健闘しました。
○陸上競技部
6月2日から4日に鴻ノ池陸上競技場で行われた奈良県高等学校陸上競技対校選手権大会に出場しました。砲丸投げで3年生の横山和斗くんが自己新記録13メートル04で3位に入賞し、近畿大会出場が決まりました。近畿大会でのさらなる活躍を期待します。

集落の絶景

釈迦ヶ岳とアケボノツツジ(旭)

写真：佐古金二郎さん(大字小原)



てんいち先生

去年7月 悲惨な事件があった！

障がい者施設で 殺傷事件が起こったんだ

障がい者の存在を否定するなんて、悲しい！

障がいのある人もない人も

障がいのない人も

おとも おともも 高齢者も 人間だ！

すべての人がいきいきとくらせる

ゆたかな社会をみんなでつくろう！

7月は 差別をなくす強調月間 (H・T)

診療所からお知らせ



圃小原診療所 ☎ 0746(63)0040

整形外科診療日 受付／小原 8:30～11:15
上野地 14:00～15:15

月日	診療所
7月20日(木)午前	小原診療所
8月10日(木)午前	小原診療所
8月10日(木)午後	上野地診療所
8月24日(木)午前	小原診療所

出張診療 診療時間／神納川・東中 14:30～15:15
玉垣内 14:00～15:30

土曜診療日 受付／8:30～11:15

小原診療所	
7月22日(土)	第4週
7月29日(土)	第5週
8月12日(土)	第2週

場所	期日		
神納川地区生活改善センター	7/27(木)	8/8(火)	8/22(火)
東中公民館	8/31(木)	9/28(木)	
玉垣内集会所	7/25(火)	8/3(木)	8/29(火)

あとがき

▶このたび、6月より広報の担当となりました。

約6年ぶりに広報を担当することになり、毎月締め切りに追われながら、どのように記事をつくらうかと頭を悩ませる日々が続きます。

村で行われている行事や村の情報をできるだけ分かりやすくお伝えできるように心がけますので、みなさんよろしくお祈りします。

(H・T)



- 人口 3,411人(-10人)
男性 1,704人(-4人)
女性 1,707人(-6人)
- 世帯数 1,820世帯(-3世帯)
【平成29年7月1日現在 ()は前月比】